

令和 6 年度対馬市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、対馬市が障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用範囲

この調達方針は、対馬市に属する全ての組織に適用する。

2 調達の対象となる施設等及び物品等

この調達方針の対象となる施設等は、その所在地が市内にある法第 2 条第 4 項で規定する障害者就労施設等とする。

また対象となる物品等は、対象となる施設等が供給する物品等とする。

3 調達の推進方法

- (1) 本市では、施設等から提供可能な物品等の情報収集を行い、各部局等に対し施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 各部局等は、施設等からの優先調達に当たっては、発注可能な物品等について十分に検討するものとする。

4 調達実績の公表

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その結果を公表するものとする。また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握などに努めるものとする。

5 職員の私的購入に関する配慮

庁舎内での施設等の物品販売の受入れについて配慮するとともに、職員個人としても、積極的な購入を心がけるものとする。

6 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉部福祉課とする。